



医政発1108第8号
平成29年11月8日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」の一部改正について

特定行為に係る看護師の研修制度の内容や具体的な運用基準等については、「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」(平成27年3月17日付け医政発0317第1号厚生労働省医政局長通知。以下「局長通知」という。)により示しているところであるが、医道審議会保健師助産師看護師分科会看護師特定行為・研修部会において、指定研修機関の確保を推進するため、指定研修機関として効率的かつ円滑に特定行為研修を実施できる体制の整備が必要とされた。この議論を踏まえ、各指定研修機関の効率的かつ円滑な運営に資するよう、指定研修機関が行うこととされている事務の一部を委託し運営することが可能であることを改めて周知するとともに、委託する際の留意事項について明確化することとした。

については、局長通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、本日から適用することとしたため通知する。

貴職におかれても、これを御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知に努めるなど、引き続き、本制度の円滑な実施に御協力を願います。

保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について(平成27年3月17日付け医政発0317第1号厚生労働省医政局長通知) 新旧対照表

改正後	現行
<p>保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について</p> <p>(前文略)</p> <p>第1 特定行為研修省令の趣旨 (略)</p> <p>第2 特定行為研修省令の内容及び具体的な運用基準</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3. 手順書</p> <p>(1) 手順書の記載事項</p> <p>手順書は、医師又は歯科医師が看護師に診療の補助を行わせるためにその指示として作成する文書又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものという。以下同じ。)であつて、次に掲げる事項が定められているものであること。(改正後の法第37条の2第2項第2号、特定行為研修省令第3条関係)</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6. 指定研修機関</p> <p>(1)～(13)</p> <p>(14) 留意事項</p> <p>①～③ (略)</p> <p>⑩ 事務の委託関係</p> <p>指定研修機関における研修の管理・運営に係る事務を委託する場合は、当該事務を適切かつ円滑に遂行し得る能力のある者に委託しなければならないこと。また、この場合にあつて</p>	<p>保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について</p> <p>(前文略)</p> <p>第1 特定行為研修省令の趣旨 (略)</p> <p>第2 特定行為研修省令の内容及び具体的な運用基準</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3. 手順書</p> <p>(1) 手順書の記載事項</p> <p>手順書は、医師又は歯科医師が看護師に診療の補助を行わせるためにその指示として作成する文書又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものという。)であつて、次に掲げる事項が定められているものであること。(改正後の法第37条の2第2項第2号、特定行為研修省令第3条関係)</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6. 指定研修機関</p> <p>(1)～(13)</p> <p>(14) 留意事項</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(新設)</p>

は、指定研修機関又は指定研修機関の指定を受けようとする者は、委託の内容を記載した書面又は電磁的記録を作成し、委託の終了まで保存すること。

なお、6.(14)において地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付することとされているものについては、当該事務を委託した場合であっても、当該指定研修機関又は当該指定研修機関の指定を受けようとする者の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

7 (略)

第3 留意事項
(略)

(別紙) (略)

7 (略)

第3 留意事項
(略)

(別紙) (略)

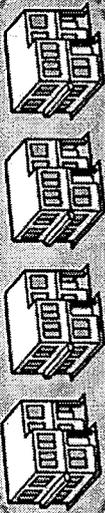
医療関係団体等が傘下の施設と連携して特定行為研修を行う場合のイメージ

【団体本部主導型】

- ◆ 指定研修機関が、研修の管理・運営に加え、講義・演習等の研修の実施を行う。
- ◆ 傘下の施設が、実習などの研修の一部の実施を担う。

指定研修機関 (団体本部)

- 実施体制整備
- 特定行為研修管理委員会の運営 (修了の認定等)
- 修了証の交付
- 修了者の名簿管理
- 講義・演習の実施



協力施設 (傘下の施設)

- 実習の実施、評価

【団体本部管理型】

- ◆ 団体本部が、研修の管理・運営のみを行う。
- ◆ 傘下の施設が、研修修了証の交付等の一部の事務を除く、研修の実施の全部を担う。

指定研修機関

- 実施体制の整備
- 特定行為研修管理委員会の運営 (修了の認定等)
- 修了証の交付
- 修了者の名簿管理

団体本部



傘下の施設

(研修のカリキュラム全てを行う指定研修機関の施設)

- 講義・演習の実施
- 実習の実施
- 科目の評価

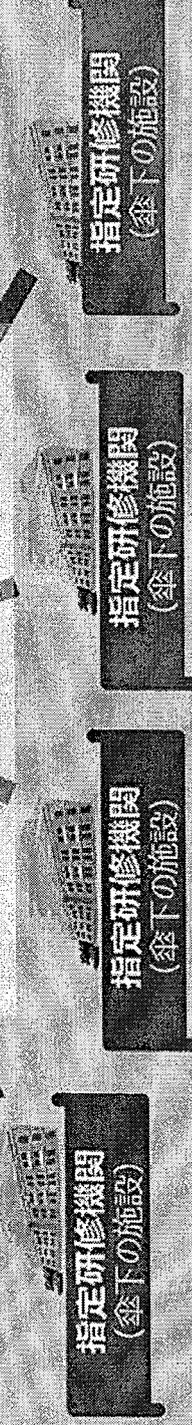
事務の一部を委託するタイプ【傘下施設独立型】

- ◆ 指定研修機関が、当該機関の所属する団体等に、研修の管理・運営に係る事務の一部を委託

- (例)
- 指導者の確保に係る手続き
 - カリキュラムの作成
 - 修了証の交付
 - 修了者の名簿管理
- 等

団体本部

事務の一部の委託



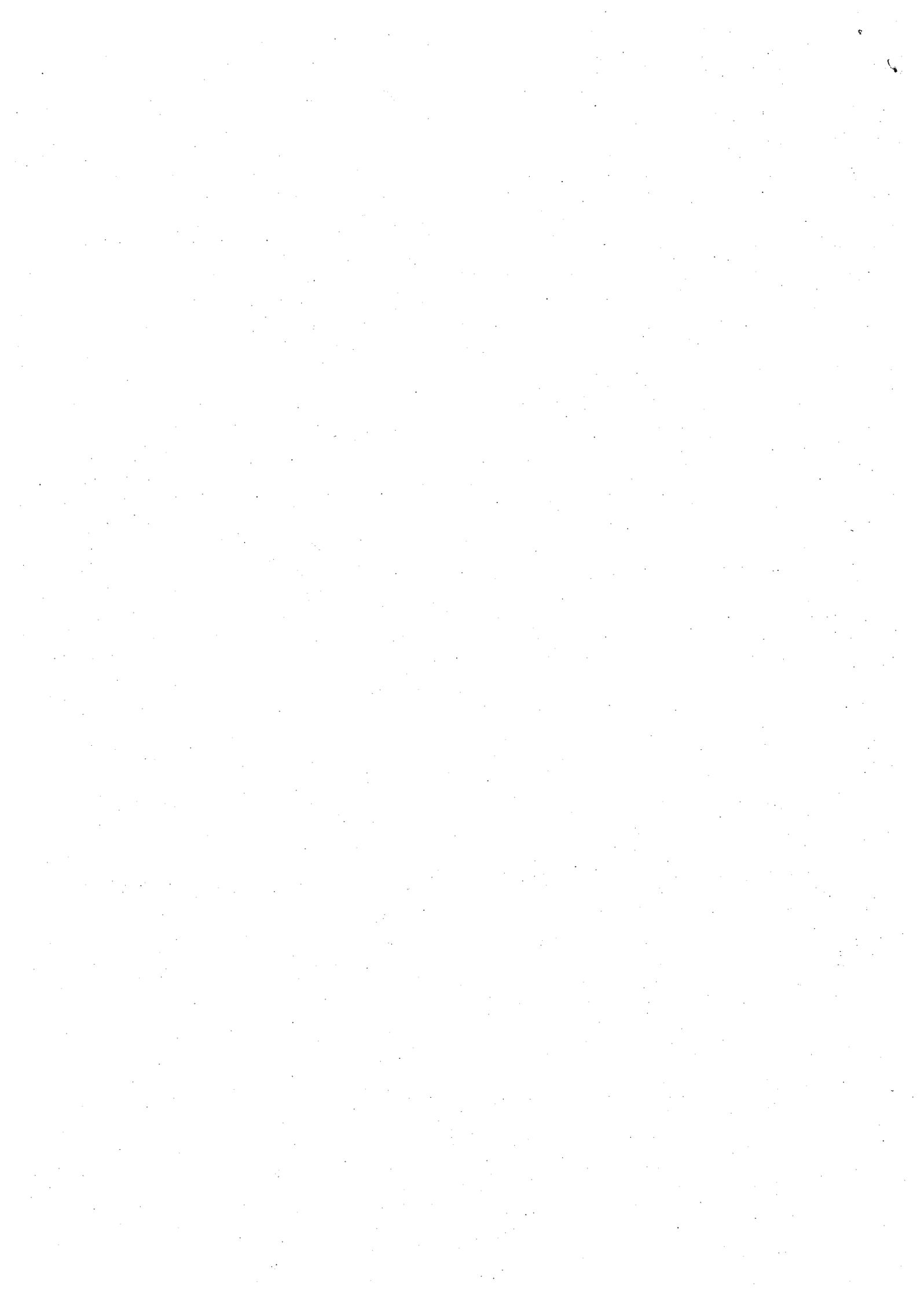
- 特定行為研修管理委員会の運営 (修了の認定等)
- 講義・演習の実施
- 実習の実施
- 科目の評価

指定研修機関 (傘下の施設)

指定研修機関 (傘下の施設)

指定研修機関 (傘下の施設)

指定研修機関 (傘下の施設)



(別記 関係団体)

公益社団法人 日本医師会
公益社団法人 日本歯科医師会
公益社団法人 日本薬剤師会
公益社団法人 日本看護協会
公益社団法人 日本助産師会
公益社団法人 日本精神科病院協会
公益社団法人 全国自治体病院協議会
公益社団法人 全日本病院協会
公益社団法人 地域医療振興協会
公益社団法人 全国老人保健施設協会
公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
公益財団法人 全国国民健康保険診療施設協議会
一般社団法人 日本病院会
一般社団法人 日本医療法人協会
一般社団法人 日本精神科看護協会
一般社団法人 全国訪問看護事業協会
一般社団法人 日本慢性期医療協会
一般社団法人 全国公私病院連盟
一般社団法人 全国医学部長病院長会議
一般社団法人 日本看護系大学協議会
一般社団法人 日本私立看護系大学協会
公益財団法人 日本訪問看護財団
社会福祉法人 恩賜財団済生会
社会福祉法人 北海道社会事業協会
日本赤十字社
国家公務員共済組合連合会
全国厚生農業協同組合連合会
独立行政法人 国立病院機構
国立研究開発法人 国立がん研究センター
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター
独立行政法人 地域医療機能推進機構
独立行政法人 労働者健康安全機構
文部科学省高等教育局医学教育課
文部科学省初等中等教育局児童生徒課
防衛省人事教育局衛生官
法務省矯正局矯正医療管理官

